

い。

また、平成20年度においても退職手当金の支給に支障をきたさない十分な財源確保と早期交付の実施について特段のご配慮をお願いしたい。

7 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービス第三者評価推進事業については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、全国レベル及び都道府県レベルにおける推進体制を整備し、同事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「指針」という。）をお示ししているところである。各都道府県においては、同指針により管内における第三者評価事業の普及・定着に取り組むよう引き続きお願いしたい。

ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、全国各地における評価調査者の養成に資するため、評価調査者指導者養成研修を実施しているところである。

イ 都道府県推進組織の設置について

都道府県推進組織の設置状況については、平成20年2月1日現在、都道府県推進組織を設置している自治体は46都道府県（参考資料24）であり、平成20年4月には全ての都道府県にて設置される予定である。

都道府県推進組織においては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いする。

ウ WAMNET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を登録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、都道府県推進組織を設置次第、第三者評価情報システム

に登録し、管内における第三者評価事業の普及・定着のために第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いする。

また、都道府県推進組織において、情報公開の媒体としてWAM NETが活用されていないケースが散見されるため、同様に、第三者評価情報システムの積極的な活用をお願いする。

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところであるが、「事業者段階における苦情解決の取組状況」（参考資料25）を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で77.4%、そのうち私営施設85.8%、公営施設63.0%となっており、苦情解決体制が特に公営施設において十分に整っていない状況にある。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回の開催、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

また、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成12年6月7日社援第1354号厚生省社会・援護局長通知）の別紙実施要綱第4の8においてもお示ししているとおおり、標準的な処理期間を公表し、すみやかな処理に努めるようお願いしたい。

8 社会福祉施設の整備について

(1) 平成20年度の社会福祉施設等の整備(社会福祉施設等施設整備費補助金)

ア 平成20年度予算(案)

平成20年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費については、障害者関連施設や保護施設等の整備に必要な経費として、112億円を計上したところである。

この限られた財源を効率的かつ有効に活用する観点から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定するとともに、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選されたい。

イ 平成20年度整備方針

平成20年度の整備方針については、「平成20年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」(平成20年2月14日社援発第0214004号)においてお示ししたとおりであるが、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号)を踏まえ、協議対象施設の選定に当たっては、施設整備担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局等の参加を得て、合議制による審査を実施し、適正かつ公平な審査の実施に努めること。

《平成20年度整備方針》

平成20年度においては、次のものを優先的に整備を進めることとしているが、障害者関連施設においては、平成18年度より障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場や「障害者支援施設」の整備を図っており、本年度より新たに「共同生活介護」及び「共同生活援助」の整備を図ることとしている。

このことから、限られた財源を効率的かつ有効に活用するため、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選し協議されたい。

- (1) 障害者関連施設については、障害者自立支援法に基づく日中活動系のサービスに係る整備事業を優先し、障害者支援施設等の入所施設については真に必要な整備事業に限定して整備を推進する。
- (2) 施設の耐震化を促進する等、施設入所者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を

推進する。

(3) アスベストの除去等の整備を図るもの。

(4) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を推進する。

(5) 土地の有効活用等を図るもの。

特に、都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うもの。

(6) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

(7) 木材利用の積極的活用を図るもの。

入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの。

(2) 老朽施設の改築整備の促進等

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設がなお相当数残されていることに鑑み、その整備を促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択することとしているところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択することとしているところである。

特に、近年においては、大規模な地震等の災害が多発していることから、社会福祉施設等の入所者等の安全を確保するため、老朽施設の改築整備の促進を図りたい。

(3) 社会福祉施設の木材利用の推進

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管

内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

(4) 社会福祉施設の財産処分について

社会福祉施設等の財産処分については、これまで社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について」（平成12年3月13日社援第530号）により、一定の要件を満たす財産処分については、承認手続の簡素化を行ってきたところである。

今般、内閣府の規制改革会議及び地方分権改革推進委員会より、適正化法第22条に基づく補助財産の処分に係る承認基準を大幅に見直し、承認の弾力化・手続の簡素化を図るよう求められていることから、承認基準等の見直しを検討しているところであり、詳細については追って通知することとしている。

9 社会福祉施設の運営について

(1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため社会福祉事業の適正な実施はもとより、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援など公益的な取組が推進されるよう、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、積極的に利用者の満足度を高め、よりよいサービスを提供することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引続き指導の徹底をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

(2) 感染症の予防対策等

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症や、先般発生した中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害など、日頃の適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

については、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な感染症、食中毒の発生・まん延防止対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」（雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成19年11月22日雇児総発第1122001号、社援基発第1122001号障企発第1122001号、老計発第1122001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長通知、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」（平成15年12月12日社援基第1212001号）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生に係る注意喚起について」（平成20年2月1日雇児総発第0201010号、社援基発第0201001号、障企発第0201001号、老計発第0201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

また社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行

い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」（平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知）、C型肝炎について（一般的なQ&A）（平成18年3月）

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウィルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導の徹底をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策に万全を期されたい。

（参考）

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業））における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

(3) 地上デジタル放送への移行に伴う対応について

平成23年7月24日までに、今のテレビ放送（アナログ放送）は終了し、「地上デジタル放送」へ完全移行される。これに伴い、テレビを「地上デジタル放送」対応に切り替える必要があるため、移行に際し混乱が生じないように、管内社会福祉施設に対し情報提供をお願いする。（参考資料26）

(参考)

- 地上デジタル放送のご案内(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html

- 社団法人 デジタル放送推進協会

<http://dpa.or.jp/>

10 社会福祉施設の防災対策等について

(1) 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、特に指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

(2) 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに福祉基盤課に報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図りたい。

また、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、これまでどおり「社会福祉施設等災害復旧費補助金」により国庫補助を行うこととしている。

(3) 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、「ばく露のおそれのある場所」を保有している社会福祉施設等においては、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、以下のとおり留意すべき事項があるので、管内の社会福祉施設等に対し、周知を図るとともに、指導方お願いしたい。

なお、今後、吹付けアスベスト等使用実態調査を実施する予定としているので了知願いたい。

ア 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」について

平成17年に関係省庁が実施したアスベスト等使用実態調査について、総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」(平成19年12月16日)が行われました。

この勧告においては、当省が実施したアスベスト等使用実態調査において、以下

のとおり不十分な事例があったことが指摘されているので、適切な対応をお願いしたい。

(ア) 調査対象とされた年度内に増改築された棟を確認していないものや建築物内の一部の部屋のみに限定しているものなど、使用状況を十分に確認していない事例が指摘されたことから、使用状況の確認が不十分な施設等に対しては、建築物全体について確認を行うよう指導をお願いしたい。

(イ) エレベータ昇降路内のアスベストの使用状況が確認されていない事例が指摘されたことから、エレベータ昇降路内についてもアスベストが使用されている可能性があることを周知するとともに、確認を行っていない施設等に対しては、確認を行うよう指導をお願いしたい。

(ウ) アスベスト使用実態調査の結果を保存していない事例が指摘されたことから、アスベスト使用実態調査の結果等を保存していない施設等に対しては、使用実態調査結果、設計図書及び工事記録等のアスベスト関連書類を適切に保存するよう周知をお願いしたい。

イ アスベスト使用の有無の分析調査の徹底について

アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）以外のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。))が建築物の吹付け材から検出された事案があることが判明したところです。

このため、アスベストの分析調査においては、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日基安化発第0206003号）に基づき、トレモライト等を含む全てのアスベストについて対象とするよう管内の社会福祉施設等に対し周知を行うとともに分析調査の徹底を図られたい。

ウ 吹付けアスベストの除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備

費補助金の補助対象（大規模修繕等）となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導願いたい。